

個人情報保護法施行に伴う準備事項

社団法人 日本病院会
個人情報保護に関する委員会

来る平成17年4月1日に施行される個人情報保護法に対処するため、早急に各医療機関が準備しなければならない事項は下記のとおりです。

なお、(社)日本病院会としては、各会員病院が関係規定等を準備する上で参考となるガイドライン等を早急に策定し通知することとしております。

1. 「個人情報保護指針 (ガイドライン)」の策定・公示
(院内掲示、パンフレット等の作成、ホームページに掲載等)
2. 「内部規定」の策定
(雇用契約時における個人情報保護に関する守秘義務規定の整備も含む)
3. 「個人情報保護管理者」の認定
(兼任も可。ただし、権限と責任を明記)
4. 「検討委員会」の設置
(個人データの漏えい等の問題が発生した場合の報告連絡体制の整備)
5. 「相談窓口」の開設
6. 職員教育
(正規・臨時・派遣職員の個人情報漏えい防止の誓約書等の取得も含む)
7. 診療記録やその他の文書の書式および管理方法の見直し
(個人データの盗難・紛失防止等予防対策、不要となった個人データの廃棄・消去)
8. 「同意書」等の整備
(各医療機関で使用する各種の個人情報に関する申請書、回答書、通知書と手数料)
9. 検査などの外注機関の監督
(業務委託契約書中に個人情報保護の条項の追加、個人情報保護の確認書等)

[参考] 日本病院会としては、会員配布用に「個人情報保護法への対応ガイドライン」を作成中です。2月末日までに送付する予定でおります。

なお、「院内掲示用ポスター」と「患者さんにお渡しするリーフレットのモデル」は2月中旬にお知らせいたします。